主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金二万五、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した 期間、被告人を労役場に留置する。

## 理 由

呉簡易裁判所が、被告人に対する傷害被告事件(同庁昭和四一年(い)第二八三七号)について、同年五月二〇日付の略式命令により、被告人が一個の傷害の罪を犯した事実を認定し、刑法二〇四条、罰金等臨時措置法二条、三条、刑法一八条を適用して、同人を罰金四万円(その不完納の場合は金五〇〇円を一日に換算)に処し、右略式命令が同年六月四日確定したことは、記録に徴して明らかである。

ところで、刑法二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号によれば、傷害罪の法 定刑のうち、罰金の多額は二万五、〇〇〇円であるから、これを超過して被告人を 罰金四万円に処した右略式命令は、法令に違反し、しかも被告人にとつて不利益な ものであることは明白といわなければならない。

よつて、刑訴法四五八条一号但書により、主文第一項のとおり原略式命令を破棄 し、被告事件についてさらに判決することとする。

原略式命令によつて確定された傷害の事実に法令を適用すると、右事実は刑法二 〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号に該当するから、所定刑中罰金刑を選択し、 所定罰金額の範囲内で主文第二項のとおり被告人を罰金二万五、〇〇〇円に処し、 換刑処分については刑法一八条に従つて主文第三項のとおり定め、主文のとおり判 決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官 平出禾出席

## 昭和四二年一一月三〇日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健一	郎